

## 長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等の施設整備に要する費用を補助することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び長岡京市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和53年長岡京市条例第12号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、保育所等の施設整備事業を行う法人格を有するもの（保育所等を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業が終了するまでに法人格を有することができると思込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。

2 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員等は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国が定める保育所等整備交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に定める施設整備事業に該当する事業とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、市の予算の範囲内で、国交付要綱に基づき市長が算出した額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人は、市が指定する期日までに、次の関係書類を添えて、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画等に記載された事業を中止し、又は廃止する場合（一部の中止又は廃止を含む。）には市長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、直ちに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具、その他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第3号）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（事業終了報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」とい

う。)は、事業の完了後、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助事業終了報告書(別記様式第4号)を1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第8条 市長は、前条の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金確定通知書(別記様式第5号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し等)

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施状況が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付された補助金を返還させることができる。

(延滞金)

第12条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

年 月 日

長岡京市長

様

住 所

名 称

代表者

印

長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付申請書

長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金の交付を受けたいので、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 申請額内訳

区 分	申 請 額	対象経費の実支出額	総事業費（A）	寄付金その他収入等

※総事業費(A)の内訳

工 事 費	工事事務費	実施設計費	開設準備に必要な費用	新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料	その他

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

長岡京市指令 第 号  
年 月 日

団体名

代表者名 様

長岡京市長

長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった標記の補助金に対し、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定額内訳

区 分	交 付 決 定 額

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

名 称

代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 整備計画又は設置計画内における施設の種類及び名称
- 2 長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱第8条の規定による確定額又は長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助事業終了報告書による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

- 4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
名 称  
代表者 印

長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助事業終了報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 整備費精算書

区 分	精 算 額	対象経費の実支出額	総事業費（A）	寄付金その他収入等

※総事業費(A)の内訳

工 事 費	工事事務費	実施設計費	開設準備に必要な費用	新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料	その他

2 事業内容

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置主体及び経営主体
- (3) 定員 人

(4) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積  $m^2$
- イ 敷地の所有状況
- ウ 建物の構造
- エ 建物の面積 建築面積  $m^2$  延床面積  $m^2$

区分	室数	面積	備考
保育室	室	$m^2$	
遊戯室			
乳児室			
ほふく室			
調理室 (調乳設備)			
医務室			
事務室			
便所			
その他			
計			
摘要			

3 事業費の内訳

- (1) 建築工事費 円
- (2) 工事事務費 円
- (3) 特殊付帯工事費 円
- (4) その他 円
- (5) 合 計 円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

4 事業施行期間

- (1) 契約年月日 年 月 日
- (2) 着工年月日 年 月 日
- (3) 竣工年月日 年 月 日
- (4) 竣工後事業開始年月日 年 月 日



5 その他参考事項（添付書類）

- (1) 工事請負契約書の写し、又は支払領収書の写し
- (2) 検査済証の写し（建築基準法第7条第5項によるもの）
- (3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (4) 建物の平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- (5) 建物内外の主要部分の写真
- (6) 工事契約金額報告書（別記様式第4号（その2））
- (7) その他必要な書類

年 月 日

長岡京市長 様

法人名  
代表者 印

施工業者  
代表者 印

工事契約金額報告書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）△△建設は、◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（又は設計監理委託契約）を下記のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

記

	契約年月日	金額
当初**工事請負契約		
**変更（追加）契約		
設計監理委託契約		

別記様式第5号（第8条関係）

長岡京市指令 第 号  
年 月 日

団体名

代表者名 様

長岡京市長

長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定をした長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金について、長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

2 交付確定額内訳

区 分	交 付 確 定 額

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
名 称  
代表者

長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付額確定の通知があった標記の補助金について、  
長岡京市民間保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のと  
おり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
フリガナ 口座名義	
預金種類	
口座番号	